

新堀小学校いじめ防止基本方針及び組織等について

ア 学校いじめ防止基本方針

※いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、国や県、熊谷市の基本方針を基本として、「新堀小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めた。いじめの防止等のため、「学校基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、熊谷市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

イ いじめの防止等の対策のための組織

※いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校では、日ごろから生徒指導委員会や教育相談委員会等において、児童の情報を共有するとともに個に応じた指導・支援を行っている。組織として対応することは、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等で構成される「学校いじめ防止対策委員会」を置く。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

新堀小学校いじめ防止対策委員会

- | | |
|----------|------------|
| ・ 校長 | ・ 学校評議員 |
| ・ 教頭 | ・ P T A 会長 |
| ・ 教務主任 | |
| ・ 生徒指導主任 | (必要に応じて) |
| ・ 教育相談主任 | ・ ほほえみ相談員 |
| ・ 養護教諭 | ・ 地域教育相談員 |
| ・ 該当学年主任 | |
| ・ 該当担任 | |

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(7) 重大事態の発生と調査

「重大事態」である「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 年間30日以上欠席などの状況に至った場合
- などのケースが想定される。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。学校並びに「いじめ問題専門委員会」では、事実を明らかにすること及び同種の大事態の発生の防止するために、速やかにアンケートや聞き取りなど適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校では、その結果を熊谷市教育委員会に報告する。また、熊谷市教育委員会では「熊谷市情報公開条例」や「情報公開に関する条例」に基づき、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供する。また、市長には教育委員会から重大事態の発生や調査結果等を報告する。

(ウ) 再調査及び結果を踏まえた措置

熊谷市の「いじめ問題再調査委員会」は、当該重大事態の性質や調査結果等を考慮し、必要に応じて専門家等による再調査を行う。学校では、熊谷市教育委員

会から、重大事態への対処及び同種の重大事態の再発防止のために、指導主事や教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を派遣や、重点的な支援を受けるとともに必要な情報の提供を受け、学校の指導・相談体制を整備するなど指導・助言を受ける。

学校は、該当児童に対して複数の教職員で対応するなどの環境を整える。熊谷市は、再調査の結果を、熊谷市議会に報告するとともに当該児童・保護者に適時、適切な説明をする。なお、個人のプライバシーには十分配慮する。

4 いじめ防止に関する具体的な取組

いじめの防止対策には、未然防止、早期発見、早期対応は何より効果的である。学校では、日ごろから学校生活全般をとおして、児童の小さな変化を見逃さないことが大切である。児童や保護者等からの訴えはもとより、登校時から授業時間や休み時間、給食の時間や清掃の時間、そして下校するまでの中で小さな変化を見逃さないことである。いじめを受けている児童は、必ず1日の中で、救いを求めサインを出していることを忘れてはいけない。教師は、その場に応じて出されたサインを見逃さず、適切な指導・支援をしていくことである。

いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、学校はいじめの防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、一人一人が互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために市内全ての中学校の生徒会が宣言した熊谷市立中学校「いじめ撲滅宣言」（平成26年2月作成）をもとに、代表委員会が中心となり「いじめゼロ宣言」を作成し、全児童で宣言をした。

「いじめは絶対に許さない」という強い決意を持ち、いじめ撲滅に徹底的に取り組むとともに、引き続き「生きる力」そのものである「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」に大人が手本となり、学校全体で取り組む。

さらに、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直し・改善を図るとともに「いじめ緊急対策マニュアル」（いじめの防止やいじめが発生してからへの対応）を作成している。特に初期対応として、いじめの発見・通報を受けた場合には、「緊急職員会議」をすぐに関くことなどを明記し、「いじめは人間として絶対に許されない」「何があっても絶対に死んではいけない」ことの指導を日ごろから徹底しておく。

いじめに限らないが、常に「事あれば先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を児童はもとより保護者にも持たせることを第一に考えることが、第二、第三の被害を発生させないための抑止力となる。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

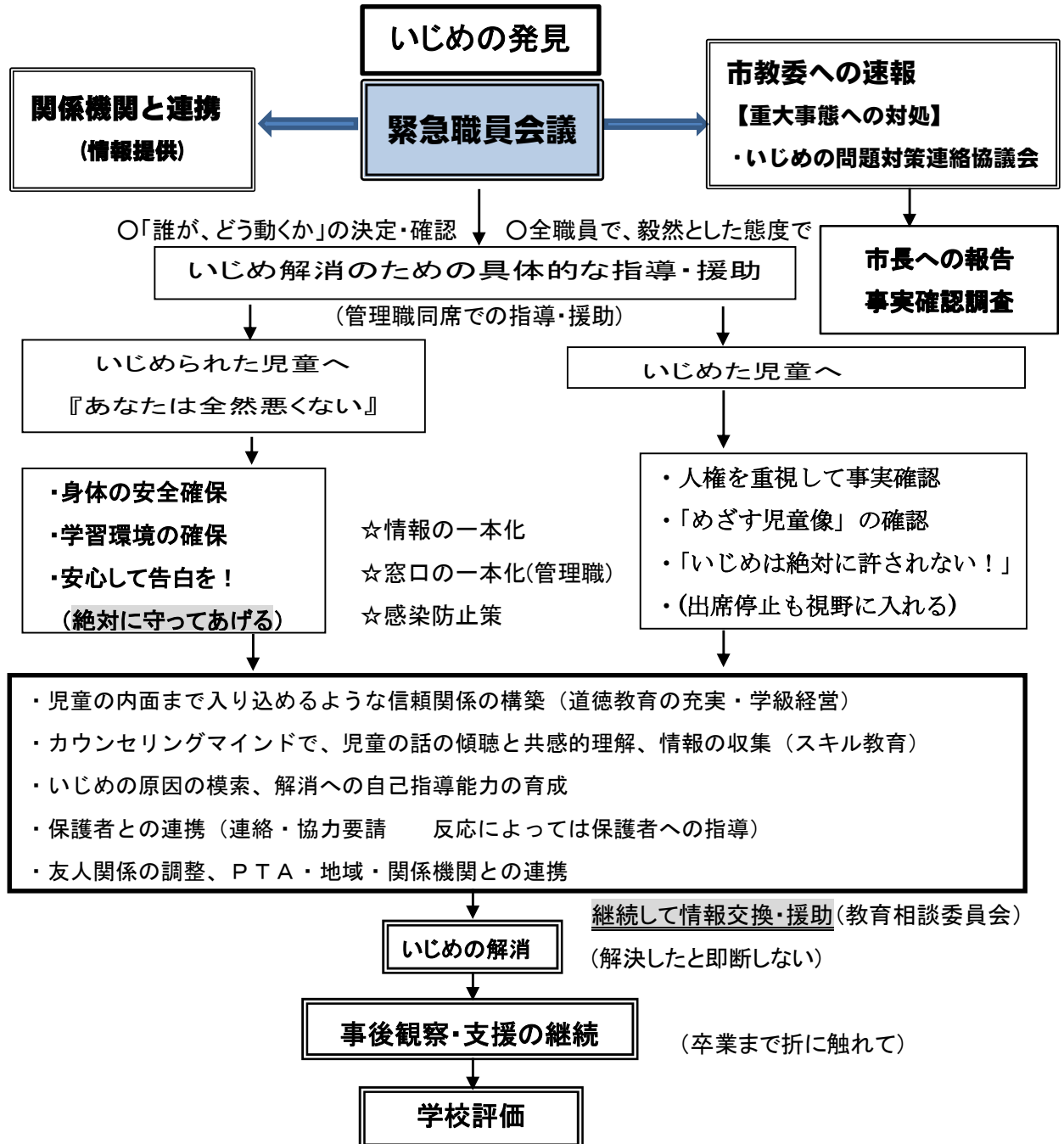
「いじめ緊急対策」「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行うもの

◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努める。

※学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校だよりやHP等により、事実を伝える。



新堀小 いじめゼロ宣言！



〇わたしたちは、友だちを大切にします。

〇わたしたちは、友だちにやさしい心でせっします。

〇わたしたちは、友だちの笑顔をふやします。

〇わたしたちは、友だちのことを考えて行動します。

〇わたしたちは、友だちのいやがることをしません。

〇わたしたちは、いじめを、ぜったいにしません！！